

住まなくなった家を



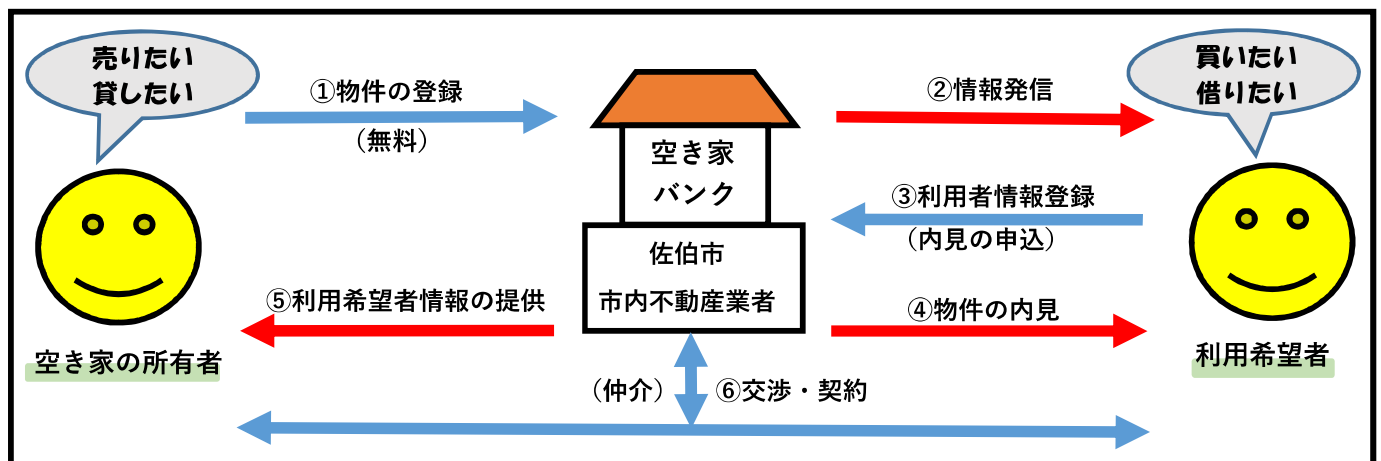
空き家バンク



に登録しませんか？

空き家バンク制度とは…

空き家の売却や賃貸を希望する方から提供された情報を、空き家の購入や賃借を希望する方に提供するための制度です。空き家バンクに登録した物件情報は市のサイト等で掲載し、広く情報発信をします。



登録について

- ・登録費用 **無料**
※物件が成約した場合には、担当不動産業者に仲介手数料の支払いが生じます。
- ・登録には申請書等の提出が必要

どのような家が登録できる？

- ・所有者が明らかな家
- ・住宅として使用していた家
- ・大規模な改修が不要な家

登録するメリットは？

- ・インターネットで全国に発信
佐伯市空き家バンクサイト
<https://saiki-iju.com/house/>
- ・市内の不動産業者が取引を仲介

お問い合わせ

佐伯市 地域振興課 ふるさと振興係
電話 0972-22-3033
FAX 0972-22-0025
MAIL saiki-eiju@city.saiki.lg.jp

